



大津市公報

平成 26 年 8 月 15 日
号外 (第 58 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 112 大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 113 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 1
- 114 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則..... 1

教 育 委 員 会 規 則

- 12 大津市中心身障害児就園就学指導委員会規則の一部を改正する規則..... 2

規 則

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 8 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第112号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年規則第51号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日から施行する。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 8 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第113号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第8項の表私立幼稚園等就園奨励費補助金の項の次に次のように加える。

大津市英語検定料補助金	大津市立中学校の生徒が英語検定を受験するのに要する検定料の一部を補助し、もって生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ること。
-------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 8 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第114号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

第1条 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成21年規則第91号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同条第4号中「第10条」を「第10条第1項」に、「第38条」を「第38条第1項及び第2項」に改め、同条中第62号を削り、第61号を第62号とし、第43号から第60号までを1号ずつ繰り下げ、同条第42号中「総取扱処方せん数」を「総取扱処方箋数」に改め、同号

を同条第43号とし、同条中第5号から第41号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

法第10条第2項(法第38条第1項において準用する場合を含む。)の規定による薬局の名称等の変更の届出の受理に関すること。

第2条 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第10条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同条第6号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「第3条第3号」を「第3条」に改め、同条第16号中「総括製造販売責任者等」を「医薬品等総括製造販売責任者等」に改め、同条第21号中「営業管理者」を「医薬品営業所管理者」に改め、同条第22号及び第23号中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同条中第62号を第71号とし、第61号を第70号とし、第60号を第69号とし、同条第59号中「薬局開設等」を「医薬品の販売業等」に改め、同号を同条第68号とし、同条第58号中「薬局開設等」を「医薬品の販売業等」に改め、同号を同条第67号とし、同条第57号中「薬局開設等」を「医薬品の販売業等」に改め、同号を同条第66号とし、同条中第43号から第56号までを9号ずつ繰り下げ、第42号を第45号とし、同号の次に次の6号を加える。

- (46) 政令第1条の4の規定による薬局開設の許可証の交付に関すること。
- (47) 政令第1条の5第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付に関すること。
- (48) 政令第1条の6第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付に関すること。
- (49) 政令第1条の6第3項の規定による返納に係る許可証の受理に関すること。
- (50) 政令第1条の7の規定による返納に係る許可証の受理に関すること。
- (51) 政令第1条の8の規定による薬局開設の許可台帳の備え付け及び当該許可台帳への必要な事項の記載に関すること。

第10条中第41号を第44号とし、第40号を削り、第39号を第43号とし、第35号から第38号までを4号ずつ繰り下げ、同条第34号中「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同条第38号とし、同条中第30号から第33号までを4号ずつ繰り下げ、同条第29号中「第71条第1項」を「第71条」に改め、同号を同条第33号とし、同条中第26号から第28号までを4号ずつ繰り下げ、同条第25号中「第68条の10」を「第68条の23」に、「第68条の9第8項」を「第68条の22第8項」に改め、同号を同条第29号とし、同条第24号中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同条第25号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (26) 法第68条の6の規定による法第68条の5第6項に規定する記録等の事務についての指導及び助言に関すること。
- (27) 法第68条の8の規定による法第68条の7第8項に規定する記録等の事務についての指導及び助言に関すること。
- (28) 法第68条の11の規定による回収の報告を受けることに関すること。

第10条第23号の次に次の1号を加える。

- (24) 法第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可に関すること。

附 則

この規則は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年11月25日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市中心障害児就園就学指導委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年8月15日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第12号

大津市中心障害児就園就学指導委員会規則の一部を改正する規則

大津市中心障害児就園就学指導委員会規則(平成24年教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(面談員)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するに当たり、心身障害児の障害の状態の把握等のために必要と認めるときは、面談員を置くことができる。

2 面談員は、心身障害児の教育的措置に関する学識経験その他専門性を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 3 面談員は、委員会の指示に基づき、心身障害児又はその保護者等と面談を行い、その結果を書面により委員会に報告するものとする。
- 4 面談員には、別表に基づき謝礼及び旅費を支給する。
附則の次に次の別表を加える。

別表(第 8 条関係)

- 1 面談員に対する謝礼の額 面談 1 日当たり 9,800 円(医療関係団体から選出された面談員にあっては、22,000 円)
- 2 面談員に対する旅費の額 大津市職員等の旅費に関する条例(昭和 32 年条例第 31 号)の規定に基づき職員に支給される旅費の算定方法に準じて算定した額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。